大將以前猶小隨身取之、或雜色取松明、然而皆多其難、如王子王孫者、若大將以前小隨身可宜歟、不然輩束帶時馬副、不然者雜色有何難哉、

〔門室有職抄〕續松

續松ハ僧綱二燃、凡僧一燃也、二燃ハ左右共ニ門內ニテ燃之、門外ハ有禁儀也云々、

〔今川大雙紙上〕躾式法の事

一娶取のせうめいの役の事、庭上に役人左右にかしこまる、左の役人は右の手と右の膝をつきて、左の手にたい松を持つ、右の役人は、左の手と左の膝をつきて、右の手にたい松を持、扨事すぎ候て後、兩方のせうめいを其庭にて一ッに取合て、しもべにとらする也、

〔成氏年中行事〕一御所造幷御新造之御移徙ノ樣體之事、〇中略御移徙ハ夜陰也、公方樣御直垂ニテ、松明役ハ御所奉行、御車之左ハ梶原名字、右ハ佐々木名字ナド面々參、松明紙燭本也、然者長春院殿樣御移徙之時ハ蠟燭也、松明ト云字、依御祝言如此書也、先達宿老被申上也、

〔播磨風土記揖保郡〕松尾阜、品太天皇〇應神巡行之時、於此處日暮、卽取此阜松爲之燎、故名松尾、

〔三代實錄四十七光孝〕仁和元年四月乙卯朔、是夜巡撿朝堂院、近衞等捕得一人、賫持油炭續松等、忽入火於瓮、以紙縛其口、〇下略

〔空穗物語吹上ノ下〕三月中の十日ばかりに、ふぢいの宮にふぢの花の宴し給ふ、〇中略よにいりてついまつまいる、ゐだけ三尺ばかりのしろがねのこまいぬ、くちあふげていすへて、ぢむのからのほそぐみして、ついまつにながくたひて、よ一夜ともしたり、

〔空穗物語初秋二〕たいまつのひかりに中將みるに、ましてさらなり、御ぐしのほどたけ五尺ばかりあまりて、すこしこまろかれするかみを、かきあらひたるすなはちひとせなかこぼるゝまであり、